

基本協定書(案)に関する質問書に対する回答

■基本協定書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	条	項	号	①	ア	(ア)	a		
1	基本協定書(案)	甲及び乙の義務	1		2						「本事業の公募手続における(仮称)福岡市青少年科学館に係る・・・」とありますが、福岡市科学館と読み替えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。基本協定書(案)を修正します。
2	基本協定書(案)	事業契約	2	6	3						「市は事業契約を締結しないことができる」とありますが、第6条第3項各号の事由に該当した構成員または協力企業を変更し、市がその変更を認めた場合は事業契約は締結されると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、変更を認め事業契約を締結するか否かは個別に判断します。
3	基本協定書(案)	事業契約	3	6	6						「違約金として請求することができる」とありますが、第6条第3項各号の事由に該当した構成員または協力企業を変更し、市がその変更を認めた場合は違約金は生じないと考えて宜しいでしょうか。	第6条第3項に該当した時点で、変更を認めるか否かに関わらず第6条第6項の規定により違約金を請求することができるものとします。
4	基本協定書(案)	(事業契約)違約金	3	6	6						違約金(契約金額の10/100)は過度な負担と考えます。過度な負担の契約条件はコンソーシアム企業(特に地元企業)の参画に影響がある為、負担の軽減(条件の緩和)を検討いただけませんか。	原案のとおりとします。
5	基本協定書(案)	(事業契約)違約金	3	6	7						違約金(契約金額の10/100)は過度な負担と考えます。過度な負担の契約条件はコンソーシアム企業(特に地元企業)の参画に影響がある為、負担の軽減(条件の緩和)を検討いただけませんか。 また、甲(市)の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合の違約金の規定の検討いただけませんか。	原案のとおりとします。
6	基本協定書(案)	事業契約	3	6	8						「市は事業契約の仮契約又は本契約を締結しないことができる」とありますが、参加資格要件を満たさなくなった構成員または協力企業を乙が変更し、市がその変更を認めた場合は事業契約は締結されると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、変更を認め事業契約を締結するか否かは個別に判断します。
7	基本協定書(案)	談合防止	4	7	1	(1)					「独占禁止法第51条2項の規定により取り消された場合」とありますが、平成27年4月1日の同法の改正により、63条第2項が該当すると思いますが、その理解と考えると宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。第7条第1項第1号の文末括弧書きを「確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。」に修正します。
8	基本協定書(案)	(談合防止)違約金	4	7	2						違約金(契約金額の20/100)はたいへん過度な負担と考えます。過度な負担の契約条件はコンソーシアム企業(特に地元企業)の参画に影響がある為、負担の軽減(条件の緩和)を検討いただけませんか。	原案のとおりとします。
9	基本協定書(案)	別紙 出資誓約書	8	7							解散又は倒産手続以外の事由(例:吸収合併による精算)は該当しないという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、事業会社の合併等は、事業契約書(案)第14条第1項第3号に基づき、市の承諾を得なければ行うことはできません。